

新エネルギー機器等(防災・減災対応型)導入補助金

燃料電池システムの導入支援やセット補助を開始

市では、これまで太陽光発電システムや太陽熱高度利用システム、蓄電池システムなどを導入する場合に補助をしてきました。4月からはこれらに加え、新規に燃料電池システム（エネファーム）を対象機器に増やします。補助対象機器を同時に3点以上新規設置した場合には補助金が加算されます。これらの新エネルギー機器は、環境への負荷が少なく、非常用電源としても利用が可能です。多様なエネルギーの活用に向けた皆さんの取組を支援します。

生活環境課

☎995-1816



▲緊急時に電力を供給する蓄電池システム

補助対象機器と補助額

補助金の交付が受けられるのは、1世帯、1事業者につき1回限りです。③、④を事業者が設置する場合、回数に関係なく1事業者につき4台まで受けられます。また、①～⑥のうち同時に3点以上新規設置した場合、上乗せで補助（3万円）が受けられます。

①太陽光発電システム【継続】

住宅などの屋内で使う電気を、太陽光エネルギーからつくるのに必要な機器で構成されるシステム。

補助金額／住宅用▶上限12万円

※3kW以上の設置に限る

事業所用・集会所用▶上限20万円

※1kWあたり3万円

②太陽熱高度利用システム【継続】

住宅などの屋根に設置し、集熱媒体を循環させる太陽集熱器、備蓄槽などで構成され、給湯や冷房に利用可能なシステム。

補助金額／3万円

③蓄電池システム【継続】

電気を蓄える機器で国の補助指定を受けた蓄電池システム。

補助金額／1機につき10万円

④住宅向け給電機能付き電気自動車等充電器

（ビークル・トゥ・ホーム）【継続】

EV（電気自動車）・PHV（プラグイン・ハイブリッド車）などに貯めた電力を、分電盤などを通じて家庭と双方向でやり取りするためのシステムで、国の補助指定を受けたもの。

補助金額／1機につき5万円

⑤家庭用エネルギー管理システム（HEMS）【継続】

家庭における家電などのエネルギー消費の効率化を図るシステム。

補助金額／（購入費用－国などの補助金）×1/2

上限5万円

⑥燃料電池システム【新規】

都市ガスやLPガスから取り出した水素と、酸素との化学反応により発電し発生した熱を給湯に活用するシステム

補助金額／10万円

対象となる方

対象となる機器を設置する方で、次のいずれかに該当する場合

- ・市内に住んでいる方または住む予定の方が、市内の自己の住宅に設置する場合
- ・市内に事業所がある事業者または市内に事業所を設置予定の事業者が市内の事業用建物に設置する場合
- ・区が集会所に設置する場合

※次のいずれかに該当する場合は、補助を受けられません

- ・市税などの滞納がある場合
- ・集合住宅の共有部分で電力を使用する場合

申請は、設置工事をはじめる前に！

対象となる機器の設置工事に着手する前に、所定の申請用紙に必要書類を添えて申請してください。機器を設置した後に申請しても受付できません。また、予算額に達した時点で受付を終了します。